

平成29年6月30日

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年7月1日から平成29年6月30日までの1年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業、時間外労働の免除や制限、産前産後休業などの周知をし、制度を利用しやすいように周知をする。

(対策)

- 平成29年7月～ 社員の実態調査
- 平成29年7月～ 制度の導入、管理職を含め社員への周知徹底

目標2：所定外労働時間の削減をする

(対策)

- 平成29年7月～ 社員への実態調査 人手が足りない
- 平成29年7月～ 仕事と生活の調和をすすめるため、所定外労働時間削減をテーマに、業務の見直し等の協議をする ハローワーク求人 ホームページ開設
- 平成29年7月～ 社員へ周知徹底 7月1名増員

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日

平成 29 年 7 月 18 日

都道府県労働局長 殿

（ふりがな）

一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）

（法人の場合）代表者の氏名

印

主たる事業

住所

電話番号

一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 常時雇用する労働者の数
 - 男性労働者の数 7 人（うち有期契約労働者 0 人）
 - 女性労働者の数 0 人
- 2. 一般事業主行動計画を（策定）変更した日 平成 29 年 7 月 / 日
- 3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
 - ③ その他
- 4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成 29 年 7 月 / 日 ~ 平成 32 年 6 月 30 日
- 5. 規定整備の状況
 - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有・無)
 - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有・無)
- 6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成 29 年 8 月 10 日
- 7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ）その他
 - ② その他の公表方法
- 8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法
- 9. 次世代育成支援対策の内容（第二面・第三面に記載すること）
- 10. 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定（くるみん認定）の申請をする予定 (有・無・未定)
- 11. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）の申請をする予定 (有・無・未定)

一般事業主行動計画の担当部局名	
(ふりがな) 担当者の氏名	